



避難所における新型コロナウイルス 感染症等への対応

『合志市避難所開設・運営マニュアル 風水害編・地震編』平成29年5月策定の増補版
避難所における新型コロナウイルス感染症等への対応



令和2年（2020年）6月
合 志 市



目 次

1 はじめに	1
2 指定緊急避難場所・指定避難所及び自主避難所について	1
3 避難準備（事前準備）	1
4 災害発生時の行動	2
(1) 広報の実施	
(2) 避難の実施	
5 避難所開設の事前準備	2
(1) 避難所のレイアウト検討	
(2) 菊池保健所との相談・連携体制の構築	
(3) 物資・機材の確保	
6 避難所開設後の対応	3
(1) 避難時の健康状態による振り分け	
(2) 避難所の健康管理	
(3) 発熱者等が発生した場合の対応	
7 車中泊など避難所外避難者への対応	4

● 防災行政無線の聞き直しダイヤル：248-2288

● 合志市防災メールアドレス

bousai.koshi-city@raiden.ktaiwork.jp



1 はじめに

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期さなければなりません。

このためには、避難所の「密閉・密集・密接」の3つの密（3密）の防止を図ることが重要な課題であり、避難所の混雑を避けるため適切な行動をとる必要があります。

本市では、具体的な対応策をあらかじめ検討することにより、災害発生時に避難を要する市民の安全・安心を確保するため、『合志市避難所開設・運営マニュアル 風水害編・地震編』平成29年5月策定の増補版として『避難所における新型コロナウイルス感染症等への対応』を作成しました。

2 指定緊急避難場所・指定避難所及び自主避難所について

- 指定緊急指定場所「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所」（災害対策基本法第49条の4）

※地震などの異常な現象が起きたときに迅速に逃げる場所。一時的に避難する場所

- 指定避難所「災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設」（災害対策基本法第49条の7）

※居住の場所を確保することが困難な住民に、その場所を提供する施設。一時的に滞在する避難所

- 自主避難所の開設は、基づく災害に関する警報が発表され、災害発生のおそれがある場合、もしくは災害が発生した場合において、自主避難所の開設が必要と判断した場合に開設する。

（合志市地域防災計画書） ※自主的に避難する予防避難（指定避難所の中から開設します。）

3 避難準備（事前準備）

（1）避難所の確認

- 指定緊急避難場所・指定避難所・自主避難所の確認

地区内の避難所等を地区防災計画や合志市ホームページ（避難所）により事前に確認しましょう。

※資料①『指定避難所等一覧』本紙P5

（2）避難行動の把握

- 避難行動判定フローやハザードマップ（合志市総合防災マップ）等で平時から確認しておきましょう。

※資料②『避難行動判定フロー』本紙P9

（3）非常時持出物品の確認

マスク、消毒液（又はウェットティッシュ）、タオル、体温計、常備薬、食料など、必要な物品は持参できるよう、あらかじめ自分でも用意しておきましょう。

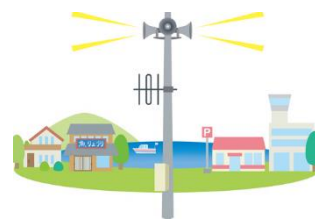
※既配布済『合志市総合防災マップ（保存版）』P8参照



4 災害発生時の行動

(1) 広報の実施

- 地震や台風、大雨など、災害の種類によって避難時期が異なります。
市の防災無線や**防災メール、Twitter、Yahoo 防災アプリ**などで避難情報・避難所開設情報に注意しましょう。
★下線は事前登録など必要です。
※資料③『避難情報のポイント』本紙P11



(2) 避難の実施

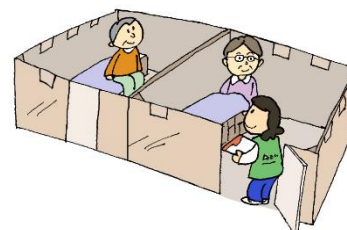
- 災害発生時には、危険な場所にいる人は避難することが原則です。
ただし、避難とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる場合は必ずしも避難場所に行く必要はありません。
- 新型コロナウイルス感染症への警戒が継続する中では、災害発生に備え、次の点に留意して下さい。
 - 自宅の外に避難が必要か、あらかじめ合志市総合防災マップ等で確認する。
 - 『在宅避難』：自宅での安全が確保できる場合
 - 『縁故避難』：安全が確保できる親戚や知人宅等への避難



5 避難所開設の事前準備

(1) 避難所のレイアウトの検討

- 密接・密集を避けるため避難者（個人又は家族）ごとの間隔を、可能な限り2m（最低でも1m）空けます。
- 発熱や咳等の症状が出た人に係る専用のスペースを確保します。
※資料④『新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）』
本紙P13

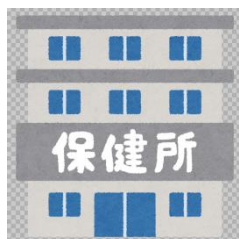


(2) 菊池保健所との相談・連携体制の構築

- 新型コロナウイルス感染症の疑いがある人が発生した場合等に備え菊池保健所との連携を構築します。

(3) 物資・機材の確保

- 感染防止を図る上で有効な物資・機材を確保する。
 - （基本的対策用）マスク、消毒液（手指用と環境用を区別）、ペーパータオル、ハンドソープ、アルコール消毒液、洗剤、ゴミ袋 等
 - （健康確認用）体温計等
 - （その他資材）パーティション、ビニールシート、段ボールベッド、簡易ベット、仮設トイレ、動線確保用のビニールテープ又はロープ 等



6 避難所開設後の対応



(1) 避難時の健康状態による振り分け

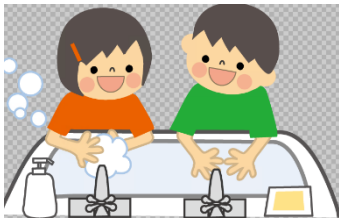
- 避難所入り口で体温の計測、受付で症状等の聞き取りを行います。
 - 避難者で受付が混雑する場合は、密接を避けるため車で待機をお願いします。
- 発熱者（微熱を含む）は、避難者カードに必要事項を記入していただき、問診を行います。ただし、感染症等罹患

が疑われる場合については、菊池保健所（0968-25-4138）又は熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口（096-300-5909）に相談していただけます。

- 平熱の方も、避難者カードに必要事項を記入してもらいます。



(2) 避難所における感染予防対策



- 避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に石鹸と水で手洗いを行う。（食事前、トイレ使用后、病人の世話、ゴミ処理後等）とともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底して行いましょう。
- 水を十分に確保することが困難で手洗いができない場合は、アルコール消毒液で代用できます。

他の人にうつさないために

- 避難所内ではマスク着用を原則とし、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底して行いましょう。
- 避難所内は、十分な換気に努めるとともに、避難者間のスペースを十分に確保しましょう。



換気をするモン
#OpenWindow

※換気は定期的（1時間に2回程度）に行います。

- 物資配布時間を細かく調整するなどして、避難所内での密集・密接を回避します。
- 段ボールベッドや布団の配置は互い違いにし、飛沫感染を避けます。
- 避難所内は内履きと外履き（土足）エリアに区分します。
- 避難所内に感染防止対策に係るポスター等を掲示し、周知啓発を行います。

※資料⑤『感染症対策』本紙P18

- 消毒液を避難所の出入口、トイレ周辺等に設置します。

- 避難所内は定期的に清掃し、物品等も定期的、および目に見える汚れがあるときに家庭用洗剤等又は、アルコール消毒液を用いて消毒するなど、避難所内の衛生環境を整えます。
- 感染症の疑いがある汚物は、専門の汚物入れ（黒のごみ袋等）を準備します。
※資料⑥『生活スペースの掃除のポイント』本紙P19

(3) 避難者の健康管理

- 本部待機の保健師等が、状況に応じ巡回や相談を受けるなど避難者の健康管理に努めます。
- 特に、高齢者や基礎疾患を有する人等は、感染した場合重症化するリスクが高いため、健康状態の変化を早めに運営スタッフに申し出てください。

(4) 発熱者等が発生した場合の対応

- 発熱者等が発生した場合は、避難所運営スタッフにおいても十分な感染症対策を講じた上で速やかに専用スペース（個室等）へ移動させ、感染症発生等が疑われるなどの状況に応じ菊池保健所とも協議の上で適切に対応します。

※ 発熱者等が発生した場合の対応に当たっては、お互いを思いやる気持ちを忘れずにいましょう。

7 車中泊など避難所外避難者への対応

- 新型コロナウイルス感染症の現下の状況から、災害発生時には、親戚・知人宅等への避難はもとより、車中泊等の避難所外避難者が多く発生することが想定されます。

- **点在の抑制（指定場所への集約推進）**



- 指定避難場所及び指定避難所の敷地内を車中泊等の避難者の集約場所として準備してあります。

※資料①『指定避難所等一覧』本紙P5

- 車中泊等で避難する場合は、安否の連絡とともに避難先を地区防災計画に示された要領に従って連絡してください。

- 利用開始時には氏名・電話番号・車のナンバー等を登録し、利用を終了する場合は運営スタッフに確実に連絡してください。
- エコノミー症候群を防ぐため、長期間同じ姿勢をとらないように定期的に体操するなど、健康管理に留意してください。

連番	指定緊急避難場所 (施設名称)	収容人員 の目安 5㎡換算	台数 の目安 15㎡ 換算	収容予定地域
1	独立行政法人国立高等専門学校機構 熊本高等専門学校(熊本キャンパス)	444	1298	御代志・黒石団地・九州沖縄農研・再春荘・菊池 恵楓園
2	熊本県立農業公園	113	1392	御代志・若原・大池・東大池・小池
3	熊本県立農業大学校	185	462	御代志・若原・大池・東大池・小池
4	熊本県立黒石原支援学校	95	17	御代志・黒石団地・九州沖縄農研・再春荘・菊 池恵楓園
5	熊本県立ひのくに高等支援学校	174	220	大池・東大池・小池
6	熊本県立菊池支援学校	89	0	大池・東大池・小池
7	合志市泉ヶ丘体育館・泉ヶ丘市民センター	161	193	泉ヶ丘・すすかけ台・桜路・桜和の丘
8	栄市民センター「みどり館」	255	247	平島・鹿水・栄温泉団地・新栄温泉団地、山下団 地・栄住宅
9	栄体育館	140	140	後川辺・中林
10	福原グラウンド	0	641	出分・上古閑・新迫・新古閑
11	野付グラウンド	0	187	御領・野付
12	わんぱく広場	0	113	日向・上町・横町下町・竹迫住宅・中央団地
13	すすかけ台南公園	0	38	泉ヶ丘・すすかけ台
14	すすかけ台中央公園	0	131	泉ヶ丘・すすかけ台
15	すすかけ台コミュニティセンター	0	189	泉ヶ丘・すすかけ台
16	すすかけ台北公園	0	46	泉ヶ丘・すすかけ台
17	すすかけ台西公園	0	37	泉ヶ丘・すすかけ台
18	泉ヶ丘中央公園	0	67	泉ヶ丘・すすかけ台
19	泉ヶ丘北公園	0	45	泉ヶ丘・すすかけ台
20	泉ヶ丘東北公園	0	52	泉ヶ丘・すすかけ台
21	泉ヶ丘東公園	0	46	泉ヶ丘・すすかけ台
22	泉ヶ丘南公園	0	108	泉ヶ丘・すすかけ台
23	永江団地西公園	0	55	永江団地

連番	指定緊急避難場所 (施設名称)	収容人員 の目安 5㎡換算	台数 の目安 15㎡ 換算	収容予定地域
24	永江団地中央公園※地震時のみ	0	103	永江団地
25	杉並台中央公園※地震時のみ	0	100	杉並台
26	沖野台公園	0	20	武蔵野台・沖野台
27	須屋浄化センター（地震時のみ）	0	145	須屋・県営住宅・榎ノ本・堀川
28	老人憩いの家	202	0	黒石・木原野・ユトリック団地
29	合生文化会館	99	0	立割・合生住宅・桑木鶴団地
30	野々島防災拠点センター	139	41	北・本村・辻・東・城・上生・くぬぎヶ丘団地
31	黒石防災拠点センター	70	61	黒石・黒石団地・みずき台・新開・東須屋
32	合志地区防災広場	0	154	新古閑・御領・野付・杉並台
33	ユーパレス弁天（駐車場のみ）	0	77	東・湯之端・外園・芝原・木原野・ユトリック団地
34	栄グラウンド	0	665	栄温泉団地・新栄温泉団地・山下団地・栄住宅
35	御代志市民センター	548	0	若原・御代志
36	西合志体育館	216	0	若原・大池・東大池・小池・芝原・南原住宅
37	須屋市民センター	286	77	須屋・南須屋・南陽・榎ノ本、県営住宅、堀川
38	総合センター「ヴィーブル」	1628	638	新古閑・御領・野付・杉並台
39	合志小学校	131	277	出分・上古閑・新迫・日向・上町・横町・下町・二子・上庄・竹迫住宅・合志中央団地
40	合志中学校	259	858	油古閑・原口・原口下
41	南ヶ丘小学校	148	453	武蔵野台・ファーストプレイス合志 永江団地・沖野台・ポレスター光の森
42	合志南小学校	189	401	群・黒石原・笹原・西沖住宅・桜和の丘
43	西合志第一小学校	125	269	湯之端・外園・中尾・灰塚・黒松
44	西合志中央小学校	125	328	湯之端・外園・中尾・灰塚・黒松

連番	指定緊急避難場所 (施設名称)	収容人員 の目安 5㎡換算	台数 の目安 15㎡ 換算	収容予定地域
45	西合志中学校	231	694	若原・大池・東大池・小池・芝原・南原住宅
46	西合志東小学校	200	372	須屋・新開・みずき台・陽光台
47	西合志南小学校	190	457	須屋・上須屋・西須屋団地
48	西合志南中学校	306	953	須屋・新開・東須屋・みずき台・陽光台
49	総合運動公園	0	502	立割・小合志・辻久保・合生住宅・灰塚
50	中央運動公園グラウンド	0	580	東・湯之端・外園・芝原・木原野・ユトリック 団地
51	合生グラウンド	0	230	生坪・弘生・江良・高木
52	みずき台グラウンド	0	228	新開・東須屋・みずき台・陽光台
53	元気の森公園（地震時のみ）	0	1284	すすかけ台・泉ヶ丘・永江団地・武蔵野台・桜 路

連番	指定避難所 (施設名称)	収容人員 の目安 5㎡換算	台数 の目安 15㎡ 換算	収容予定地域
1	合志市防災拠点センター	60	84	新古閑・御領・野付・杉並台等
2	総合センター「ヴィーブル」	1628	638	新古閑・御領・野付・杉並台
3	合志小学校	131	277	出分・上古閑・新迫・日向・上町・横町・下 町・二子・上庄・竹迫住宅・中央団地
4	合志中学校	259	858	油古閑・原口・原口下
5	合志南小学校	189	401	群・黒石原・笹原・西沖住宅・桜路・桜和の丘
6	泉ヶ丘体育館・泉ヶ丘市民センター	180	193	泉ヶ丘・すすかけ台
7	南ヶ丘小学校	148	453	武蔵野台・ファーストプレイス合志 永江団地・沖野台・ポレスター光の森
8	栄市民センター「みどり館」	255	247	平島・鹿水・栄温泉団地・新栄温泉団地、山下 団地・栄住宅
9	栄体育館	140	140	後川辺・中林
10	西合志第一小学校	125	269	立割・生坪・弘生・江良・高木・小合志・辻久 保
11	合生文化会館	99	0	立割・合生住宅・桑木鶴団地
12	西合志中央小学校	125		湯之端・外園・中尾・灰塚・黒松

連番	指定避難所 (施設名称)	収容人員 の目安 5㎡換算	台数 の目安 15㎡ 換算	収容予定地域
13	野々島防災拠点センター	139	41	北・本村・辻・東・城・上生くぬぎヶ丘団地
14	西合志中学校	231	694	若原・大池・東大池・小池・芝原・南原住宅
15	御代志市民センター※	548	0	若原・御代志・九州沖縄農研・再春荘菊池恵楓園
16	老人憩いの家	202	0	黒石・木原野・ユトリック団地
17	黒石防災拠点センター	70	61	黒石・黒石団地・みずさ台・新開・東須屋
18	黒石体育館	137	0	黒石・黒石団地
19	西合志東小学校	200	372	須屋・新開・みずさ台・陽光台
20	西合志南中学校	306	953	須屋・新開・東須屋・みずさ台・陽光台
21	西合志南小学校	190	457	須屋・上須屋・西須屋団地
22	妙泉寺体育館	80	0	須屋・上須屋、西須屋団地
23	須屋市民センター※	286	77	須屋・南須屋・南陽・榎ノ本、県営住宅、堀川
24	ユーパレス弁天	88	77	東・湯之端・外園・芝原・木原野・ユトリック団地
25	保健福祉センター ふれあい館	612	0	注：福祉避難所としての避難者を優先

福祉避難所 (施設名称)	住所
保健福祉センター ふれあい館	合志市須屋2251-1
有料老人ホーム 元気な家ひまわり	合志市須屋165-5
野々島学園	合志市野々島2774-4
介護老人保健施設 有隣	合志市野々島4414-17
特別養護老人ホーム 菊香園	合志市御代志718-4
障害者支援施設 白鳩園	合志市御代志722-1
障害者支援施設 くぬぎ園	合志市御代志722-7
就労支援センター テクニカル工房	合志市御代志1342
ファミリーハウス ひまわり	合志市御代志2035-1
ツクイ合志	合志市幾久富1904-4
サンシャインワークス	合志市豊岡2000-1653
グループホームかとれあ会	合志市栄2325-1
特別養護老人ホームくぬぎ荘	合志市野々島5678-2

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に
確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、
自宅の災害リスクととるべき行動を
確認しましょう。

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ **必ず取組みましょう**

ハザードマップ*で自分の家がどこにあるか
確認し、印をつけてみましょう。

*ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として*、
自宅の外に避難が必要です。

例外

*浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。
*土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。

解説は裏面をご覧ください

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル3が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

いいえ

警戒レベル3が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル4が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

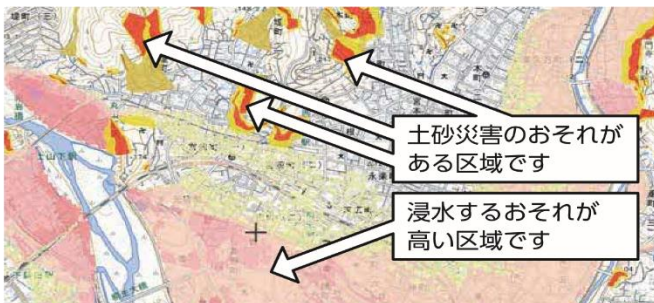
いいえ

警戒レベル4が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

避難行動判定フローの参考情報

ハザードマップの見方

必ず確認してください



※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

水害

洪水浸水想定区域
(浸水深)

3-4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

凡例

土砂災害

土砂災害警戒区域：■
土砂災害のおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域：■
建造物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域

ハザードマップホームページ

検索

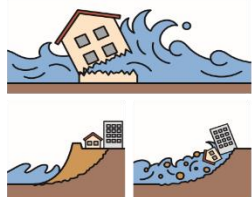


ハザードマップの見方

もっと詳しく知りたい人向け

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないか



流速が早いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります

地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

② 浸水深より居室は高いか

3-4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢できるか、 水・食糧などの備えは十分か



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や、③浸水継続時間はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。なお、重ねるハザードマップには記載がありません。

※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。



警戒レベル3や4が出たら、危険な場所から避難しましょう



「避難」とは「難」を「避」けることです

安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません



避難先は小中学校・公民館だけではありません

安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう

※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。(小中学校、公民館など)

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」
<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認

避難情報のポイント

!.....必ず確認してください.....!

市区町村から出される避難情報(警戒レベル)

! 避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難する必要はありません。

! 危険な場所から警戒レベル3で〈高齢者などは避難〉、警戒レベル4で〈全員避難※1〉です。

※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者などに限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



! 警戒レベル5はすでに災害が発生している状況です。

- 警戒レベル5が出てもまだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守るための最善の行動をとってください。
- 警戒レベル5災害発生情報は、市区町村が災害発生を把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず出される情報ではありません。

! 豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。

! 警戒レベル4には避難勧告や避難指示(緊急)※2がありますが、いずれにしても警戒レベル4で避難しましょう。

- 警戒レベル4避難勧告は立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

※2 警戒レベル4避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがあるものです。

国土交通省・気象庁・都道府県から出される 河川水位や雨の情報(警戒レベル相当情報)

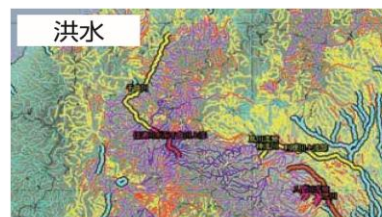
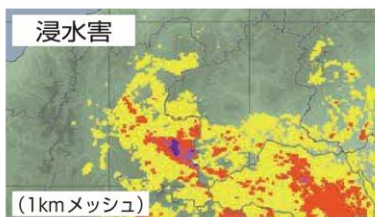
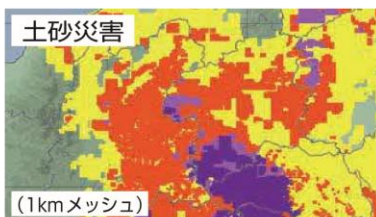
■危険度分布で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報*が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報(危険度分布)を確認してください。紫色は危険度が高いことを示しています。

住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。

危険度分布

検索



紫：崖・溪流の近くは危険

紫：低地は危険

紫：河川沿いは危険

*市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、洪水警報などがあります。

■市区町村が出す警戒レベルで確実に避難しましょう 気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に 早めの避難をしましょう

名称：警戒レベル 発信者：市区町村等 内容：避難情報		名称：警戒レベル相当情報 発信者：気象庁や都道府県等 内容：河川水位や雨の情報	
警戒レベル	住民がとるべき行動	防災気象情報(警戒レベル相当情報) 浸水の情報(河川) 土砂災害の情報(雨)	
5	命を守る最善の行動	5相当	氾濫発生情報 大雨特別警報(土砂災害)
4	危険な場所から全員避難	4相当	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
3	危険な場所から高齢者などは避難	3相当	氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報
2	ハザードマップ等で避難方法を確認	2相当	氾濫注意情報
1	最新情報に注意	1相当	---
	災害発生情報		
	避難情報等		

*「避難勧告等に関するガイドライン」の趣旨を変えずに、より分かりやすい表現にしています。

市区町村長は、警戒レベル相当情報(河川や雨の情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に警戒レベル(避難情報)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」
<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト(例)〈避難受付時〉

R2. 6. 10

第2版

専用階段、専用トイレの確保をする。(専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。健康な人との兼用は不可。)

専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別途開設することも考えられます。

軽症者等(一時的)

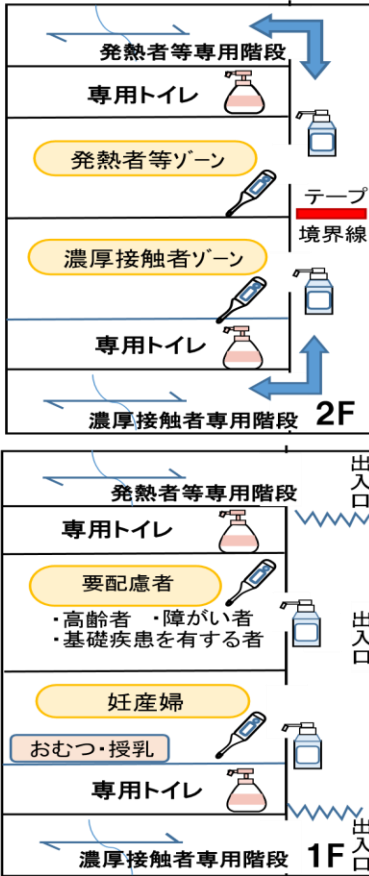
・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決め、本人に伝えておくことが重要です。

・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発生したと疑われる人の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一般地内の別の建物とする。
同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

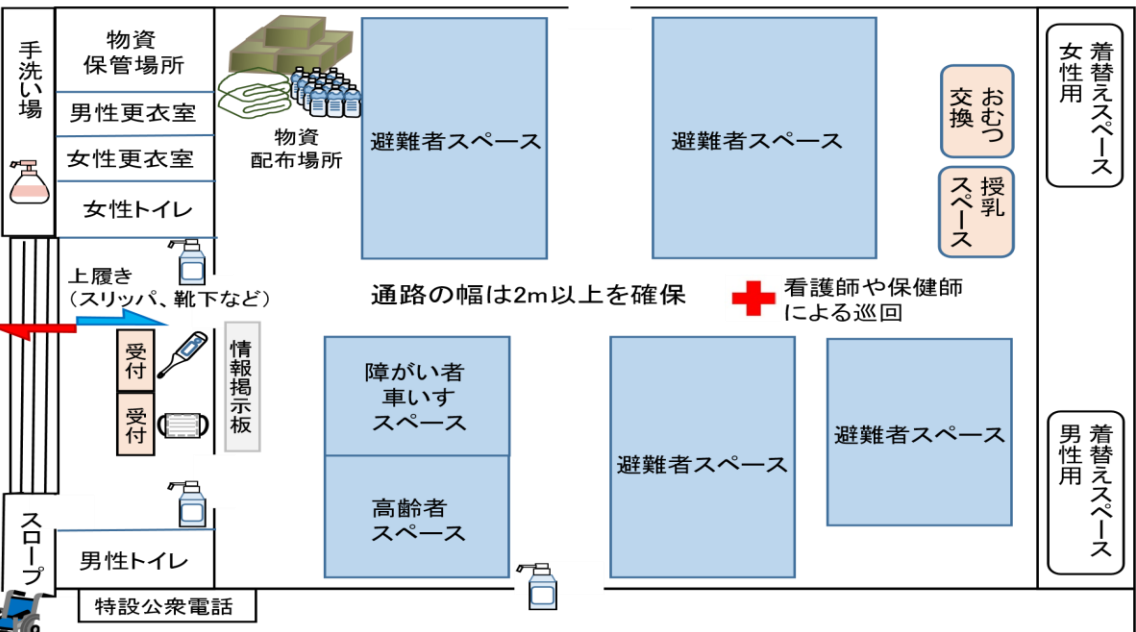
〈専用スペース〉



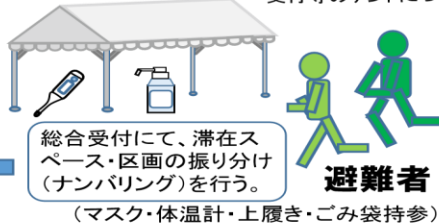
看護師や保健師による巡回



〈集合スペース〉



受付等のテントについては、建物の窓の付近に設置しないよう留意する。



受付時でのチェック

- 避難者カードの記入
- 発熱、咳等、体調の確認
- 要配慮等の確認 など

用意するもの

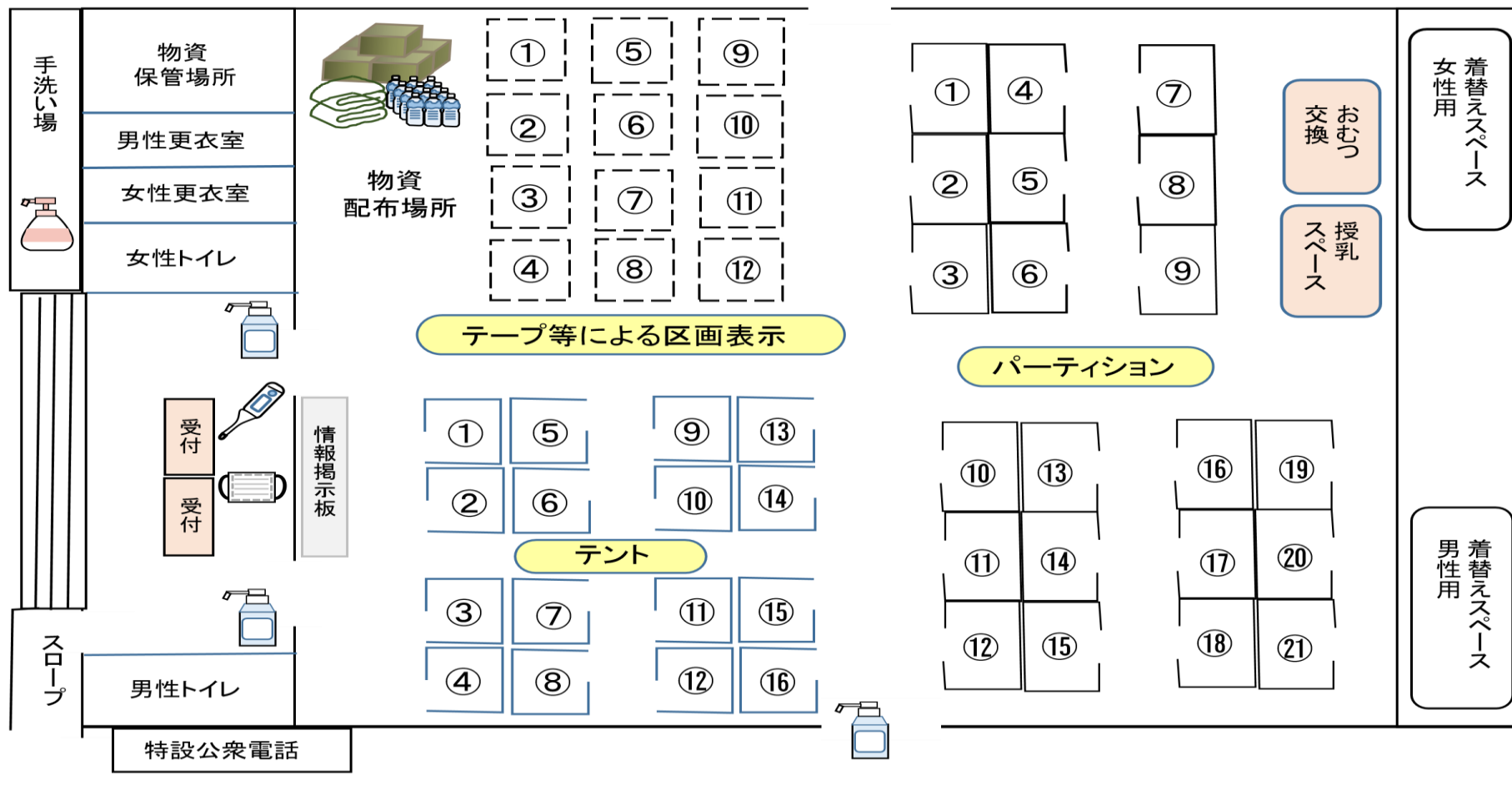
- ・体温計(非接触型)
- ・アルコール消毒液(手指用)
- ・次亜塩素酸溶液
- ・ハンドソープ、ウェットティッシュ
- ・フェイスシールド
- ・ビニールシート
- ・使い捨て手袋 など

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト(例)

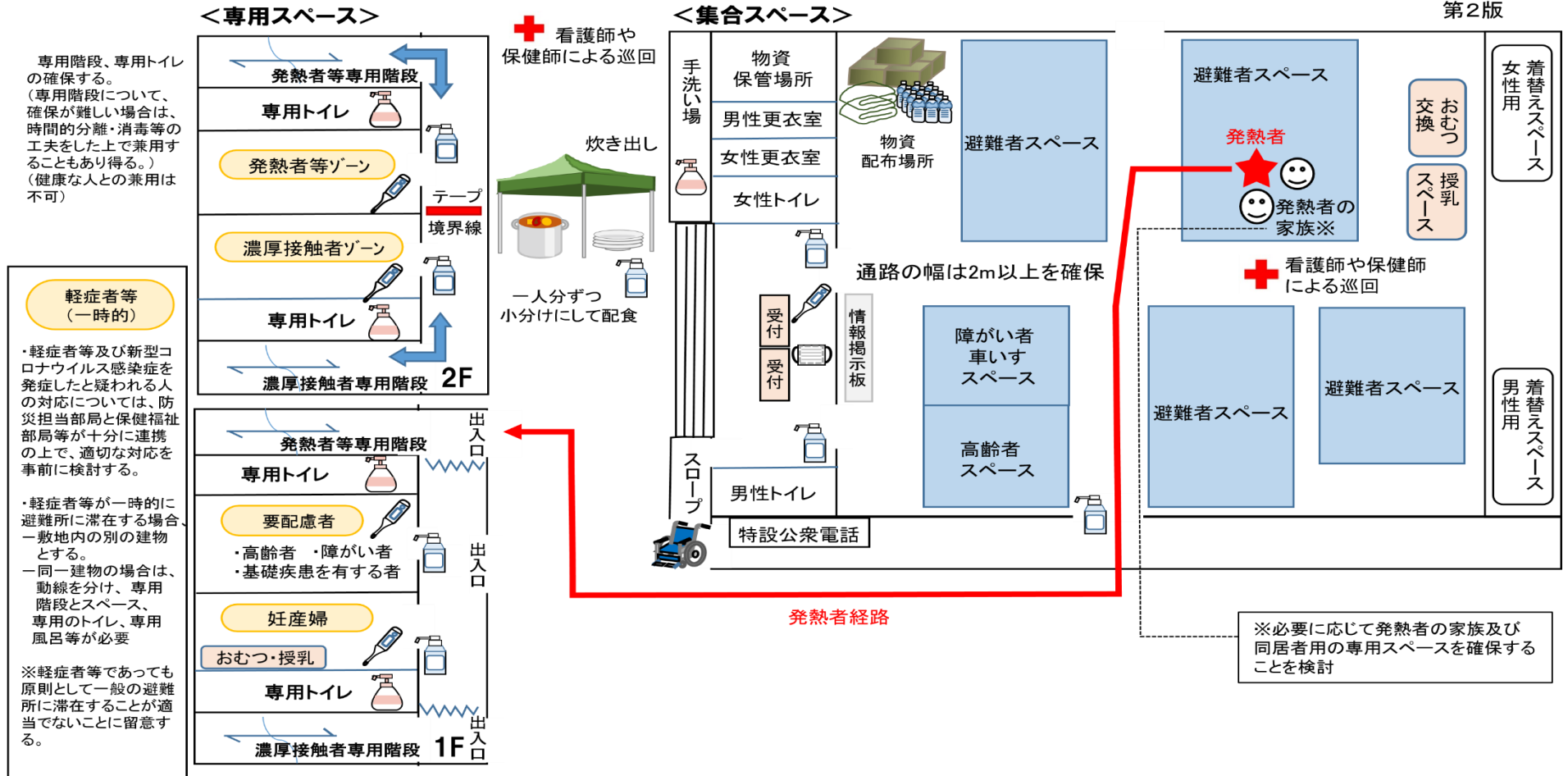
R2. 6. 10第2版

●テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。



新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト(例)〈避難受付以降〉

R2. 6. 10
第2版



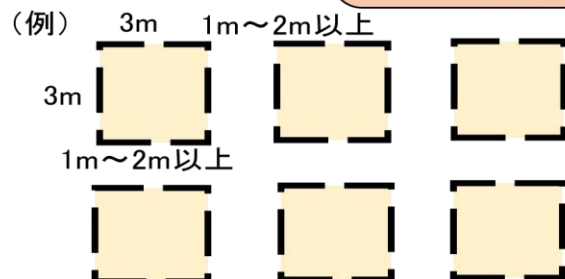
※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト(例)

R2. 6. 10
第2版

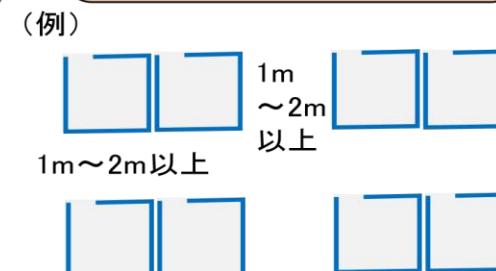
- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在这种情况下には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テープ等による区画表示



- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
 - 家族間の距離を1m以上あける
- ※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

テントを利用した場合

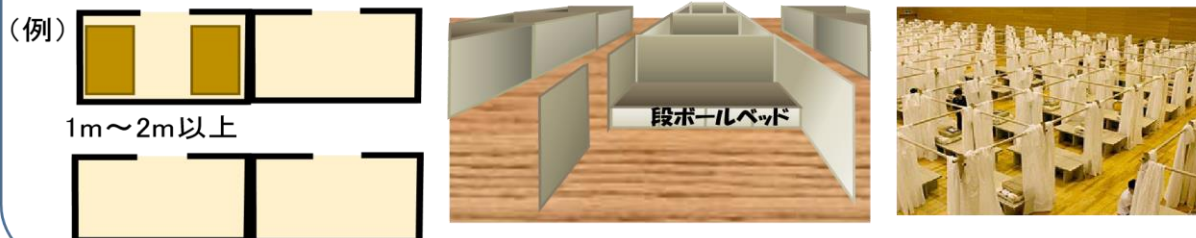


- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。



パーティションを利用した場合

- 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

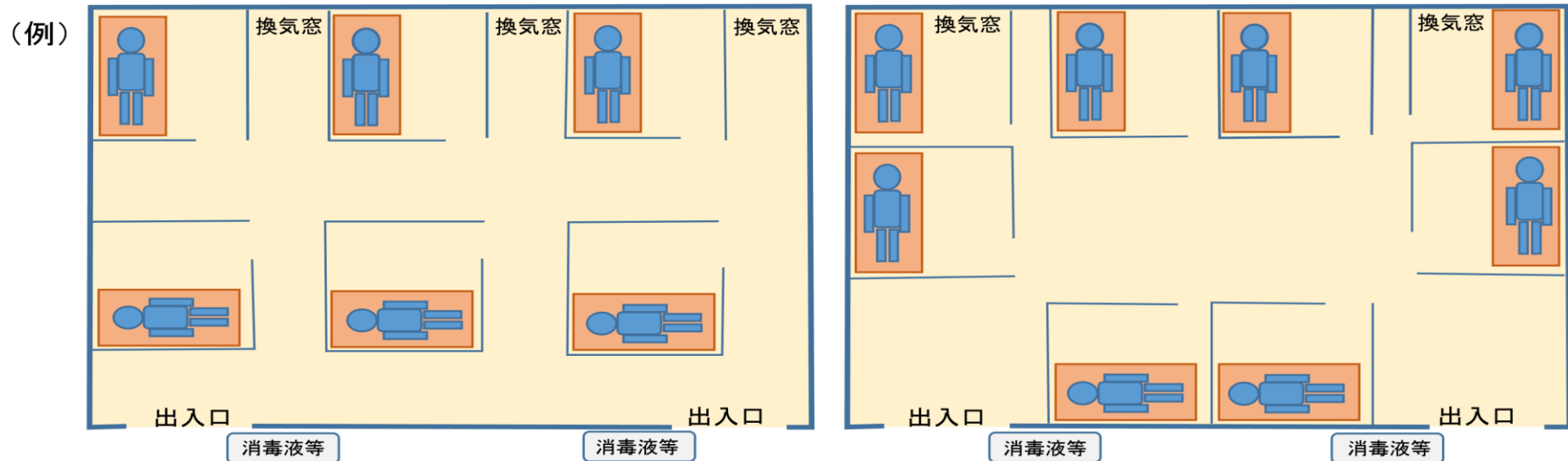


- ※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。
- ※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人との距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。
- ※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト(例)

R2. 6. 10第2版

- 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。 ※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、県の防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用避難所を設定することも想定される。
(例: 高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※ 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、マスクを着用する。

※ 状況に応じて変更あり。



感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

① 手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗いします。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

② 咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う



2 ゴムひもを耳にかける



3 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索





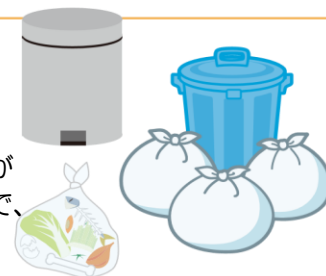
生活スペースの掃除のポイント

- ▶炊事場、おむつ交換スペースは、基本的に使用の度に清掃する。
- ▶トイレは、できるだけ頻繁に掃除をする。
- ※水を流す時はふたを閉めてしびきをあびないようにする。
- ※トイレに下痢の跡などが見られた場合は、感染の可能性があるため、すみやかに掃除すると共に、排せつした個人の健康を守るため、当該者が特定できるよう注意して見守る。
- ▶人々がよく触る場所（ドアノブ、電源スイッチ、テーブル、洗面台、蛇口など）を定期的に次亜塩素酸で拭く（人数が多い避難所では、1時間に1回程度など、時間を決めて行う）。
- ▶自分の居住スペースは1日1回、通常の床掃除などに使う洗剤（なければ、台所用合成洗剤を薄めた液）で拭き掃除する。前後に手洗い、アルコール消毒をする。
- ▶段ボールベッドや毛布、布団などの寝具は使用者が変わる度に廃棄または洗濯・消毒する。



ゴミの取り扱い

- ▶ゴミ箱は必ず袋をかぶせて使用し、袋から溢れないようにする。
- ▶ゴミ箱は蓋を触らずに捨てられる足踏み式があるとよい。
- ▶頻繁に鼻をかむ人は自分専用の小さいゴミ袋を持てもらう。
- ▶鼻紙や掃除をしたペーパータオルなどのウイルスが沢山付いている可能性が高い物や、生ごみなどは、小さいビニール袋に入れてきちんと口を縛った上で、ゴミ箱に入れる。
- ▶ゴミは毎日回収し、回収時に箱を消毒する。



ゴミの保管で気を付けること

- ▶ゴミ集積場は、基本的に避難所の居住スペース外で風で飛ばない場所にします。その施設のもともとの集積場所があれば、まずはそこを活用しましょう。災害で地域のゴミ焼却場が被災した場合等は、ゴミ収集が再開されるまで時間がかかる場合もありますのでより広いスペースが必要になります。車庫や屋根のある駐車場などあれば、それを活用するのも良いでしょう。ゴミを捨てに行った後は、手洗い・アルコール消毒をきちんと行いましょう。
- ▶分別して置けるように区切りや表示
- ▶ゴミ収集車がアクセスしやすい場所
- ▶居住スペースで、匂いがしない場所



洗濯物の対応

- ▶汚物でひどく汚れたものはゴミ袋等に入れ、密閉して廃棄処分するか、次亜塩素酸による消毒等を行う。
- ▶その他の場合は、通常の水・洗剤を使用し、洗濯機や手洗いで対処する。
- ▶次亜塩素酸を使うときは、洗いの時に洗剤と一緒に入れる。
- ▶乾燥機があれば利用する。



出典元:JVOD 避難生活改善に関する専門委員会 新型コロナウイルス避難生活お役立ちサポートブック

※ 合志市では、アルコール消毒液を備蓄し拭き掃除等に使用します。

~x ㄗ~